

平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原 告 石垣 清水 外33名

被 告 中部電力株式会社

証拠説明書 (10)

平成27年9月8日

静岡地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士 奥 村 敦 軌  
外12名



前記当事者間の頭書事件につき、被告は、提出書類について下記のとおり証拠の説明をする。

記

**乙A号証（原子力発電所の安全性（総論）に関するもの）**

乙A第4号証の1 浜岡原子力発電所 原子炉設置変更許可申請書（5号原子炉の増設）添付書類八（1／2）（抜粋）

[表紙，8—目—1～21，8—1—26，27頁]

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 平成9年4月

原本・写しの別 写し

立証趣旨 被告は、本件原子力発電所について、同3ないし5号機に係る設置変更許可（増設）を得るに当たり、同発電所の近くには飛行場はなく、かつ発電所上空は保護空域（航空機が計器誤差、風による影響等により、指定のコースを外れることを考慮して、航空機を保護するために設けられた空域）とはなっていないため、航空機落下を設計上考慮する必要がないことを確認していることを、同5号機に係る設置変更許可（増設）を例に証する。

（平成25年8月22日付け「原告ら求釈明申立に対する回答」1頁  
13～16行目）

乙A第4号証の2の1 浜岡原子力発電所 原子炉設置変更許可申請書（5号原子炉の増設）添付書類一～七（抜粋）

[表紙，6—目—1～24，6—6—4，26頁]

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 平成9年4月

原本・写しの別 写し

立証趣旨 被告は、本件原子力発電所について、同3ないし5号機に係る設置変更許可（増設）を得るに当たり、航空関係施設として、同発電所の敷地から北東約25kmに航空自衛隊静浜基地静浜飛行場が、西北西約44kmに同浜松基地浜松飛行場がそれぞれあるが、いずれも同発電所の近くではないこと、及び同発電所の敷地の北方に航空路があるが、発電所敷地上空はその航空路の中心線や保護空域から離れていることなどを確認していることを、同5号機に係る設置変更許可（増設）を例に証する。

（平成25年8月22日付け「原告ら求釈明申立に対する回答」1頁  
13～16行目）

乙A第4号証の2の2 浜岡原子力発電所 原子炉設置変更許可申請書（5号原子炉の増設）本文及び添付書類の一部補正（抜粋）  
[表紙、6-6-3頁]

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 平成10年2月

原本・写しの別 写し

立証趣旨 被告は、乙A第4号証の2の1の記載につき、以下の点について補正していることを証する。

- 6-6-4頁上13行目の「静浜飛行場」を「航空自衛隊静浜基地静浜飛行場」とすること
- 6-6-4頁下8行目の「浜松飛行場」を「航空自衛隊浜松基地浜松飛行場」とすること

- 6-6-4 頁下 6, 5 行目の「敷地から北方約 9 km 離れた位置の上空に航空路があるが、敷地上空は」を「敷地の北方に航空路があり、敷地上空はその航空路の中心線から約 9 km, 」とすること

乙A第5号証 実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価について

作成者 原子力安全・保安院

作成年月日 平成 14 年 11 月 19 日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 被告は、原子力安全・保安院（当時）からの平成 14 年 7 月 30 日付け「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価について」の要請を踏まえ、本件原子力発電所 3, 4 号機について、評価対象とすべき飛行場又は航空路を航空路誌及び区分航空図等に基づいて選定し、落下確率の計算に用いる飛行回数として公表値又は国土交通省又は防衛庁に確認したデータを用いるなどしたうえで、同院の同日付け「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について（内規）」に定められた算出方法により航空機落下確率の評価を行ったところ、その評価結果が、約  $3.6 \times 10^{-8}$  (回／炉・年) であり、航空機落下を設計上考慮するか否かを判断するための基準である、 $10^{-7}$  (回／炉・年) を下回っていることを確認していること、及び同院は、同 3, 4 号機について航空機落下を設計上考慮する必要はないことを確認していることを証する。

(平成 25 年 8 月 22 日付け「原告ら求釈明申立に対する回答」1 頁

17 ~ 22 行目)

(原子力規制委員会のホームページからダウンロードした。)

乙A第6号証 実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の再評価結果について

作成者 原子力安全・保安院

作成年月日 平成22年6月15日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 被告は、広域航法経路の本格的な運用が開始されたことに伴い、原子力安全・保安院（当時）による、広域航法経路の取扱いを明確化することを目的とする、平成21年6月30日付け「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について（内規）」の改正、及び同改正後の内規に基づく同院からの航空機落下確率の再評価の要請を踏まえ、本件原子力発電所3ないし5号機について、最新の航空路誌を活用し、広域航法経路の導入を適正に反映するなどしたうえで、航空機落下確率の再評価を行ったところ、その評価結果が、約 $3.8 \times 10^{-8}$ （回／炉・年）であり、航空機落下を設計上考慮するか否かを判断するための基準である、 $10^{-7}$ （回／炉・年）を下回っていることを確認していること、及び同院は、同3ないし5号機について航空機落下を設計上考慮する必要はないことを確認していることを証する。

（平成25年8月22日付け「原告ら求釈明申立に対する回答」1頁  
23行目～2頁4行目）

（原子力規制委員会のホームページからダウンロードした。）

乙B号証（原子力発電所の自然的立地条件（地震、地盤、津波等）に関するもの）

乙B第52号証 浜岡原子力発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（4号発電用原子炉施設の変更）本文及び添付書類（添付書類六）（抜粋）  
[表紙、6-目-1、6-3-1～589、6-5-1～6-6-142頁]

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 平成27年1月26日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 以下のことを証する。

- ・ 南海トラフ沿いのプレート間地震について、同地震に係る最新知見に基づくとともに、東北地方太平洋沖地震の教訓を踏まえ、発生し得る最大クラスの地震・津波が南海トラフ検討会により検討されているところ、被告は、本件原子力発電所において想定される地震動・津波について、同検討会の知見をはじめとした最新の知見を踏まえるとともに、新規制基準に沿って、想定される地震動・津波を検討し、基準地震動及び基準津波を策定していること（準備書面（10）5頁20行目～24頁20行目、28頁24行目～40頁23行目）【本申請書6-3-1～589、6-5-1～6-6-142頁】
- ・ 上記基準地震動の策定においては、南海トラフ沿いのプレート間地震による地震動の影響が支配的であり、同地震の地震動評価は、南海トラフ検討会の強震断層モデルを踏まえたものとなっていること、また、同地震の地震動評価に当たっては、新潟県中越沖地震及び駿河湾の地震を踏まえて行った地震観測記録及び地下構造調査の検討・分析結果により把握された同発電所の地盤增幅特性が反

映されたものとなっていること（準備書面（10）14頁17行目～16頁4行目，19頁1行目～20頁16行目，23頁13行目～24頁20行目，同（11）10頁19行目～16頁17行目，同（12）8頁22行目～11頁6行目，同（13）32頁9行目～34頁9行目）【本申請書6-5-20～47，67～105，143～255頁】

- 上記基準津波の策定においては，南海トラフ沿いのプレート間地震による津波の影響が支配的であり，同地震の津波評価は，南海トラフ検討会の津波断層モデルを踏まえたものとなっていること（準備書面（10）36頁12行目～39頁1行目，39頁19行目～40頁23行目）【本申請書6-6-18～24，50～63，82～142頁】

なお，被告は，原子力規制委員会に対し，平成26年2月14日に，本件原子力発電所4号機の新規制基準適合性に係る発電用原子炉設置変更許可の申請をした後，使用済燃料乾式貯蔵施設の位置，構造及び設備に係る内容を追加して，平成27年1月26日，上記設置変更許可の再申請をした。本申請書は，この再申請に係るものである。

乙B第53号証 浜岡原子力発電所 第4号機 工事計画認可申請書本文及び添付書類（抜粋）

[鑑文，表紙，申請範囲，目録，V-2-3-1-1-1，V-2-3-1-1-2]

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 平成26年4月24日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 以下のことを証する。

- ・ 被告は、本件原子力発電所の防波壁及び改良盛土に関し、設置位置の地盤及び砂丘堤防を含む周辺地盤についてN値等の地盤物性値を把握する地盤調査等を実施し大規模な液状化が起こる地盤ではないことを確認するとともに、周辺地盤まで含めた解析モデルを設定し、同発電所において想定される地震動・津波（基準地震動及び基準津波）に対して地震応答解析等を実施し、耐震性及び耐津波性が確保されることを確認していること（準備書面（16）2頁16行目～5頁16行目）【本申請書V-2-3-1-1-1-1～57頁、同V-2-3-1-1-2-1～19頁】
- ・ 被告は、上記地震応答解析等に当たって、上記地盤調査結果に基づき、ひずみ依存性を考慮して地震の揺れによって地盤が大きく変形する際に剛性が著しく低くなるように設定した地盤物性値を用いていること（準備書面（16）4頁1～5行目、5頁13～16行目）【本申請書V-2-3-1-1-1-10～13頁、同V-2-3-1-1-2-6～9頁】
- ・ 被告は、本件原子力発電所の防波壁の基礎を、液状化することのない強固な岩盤中に深く根入れする構造としていること、防波壁の地中部には、厚さ2m、奥行7mの鉄骨鉄筋コンクリート造の底版部を設けて、複数回の津波によっても地中から海水が流入するに至るような大きな洗掘が起きにくいものとしていること、及び防波壁の西側端部について、十分な耐力を有する、直径（φ）1200mmの鋼管を隙間なく連続的に配置した鋼管矢板を岩盤に設置した構造としていること（準備書面（16）3頁15、16行目、7頁4～9行目、8頁17行目～9頁1行目）【本申請書V-2-3-1-1-1-3～6頁】

- 被告は、本件原子力発電所の防波壁等の耐津波設計に当たり、津波荷重の設定において砂の巻き上げ等により海水の比重が大きくなることを考慮していること（準備書面（10）44頁3～5行目）  
【本申請書V-2-3-1-1-1 42, 43, 50, 56頁、同V-2-3-1-1-2 18頁】

なお、核物質防護に関わる箇所については、マスキングをしている。  
また、本申請書は、平成27年5月8日付けで、原告方に任意に交付した文書と同じものである。

乙B第54号証 浜岡原子力発電所敷地内外における地質調査結果について

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 平成26年6月18日

原本・写しの別 原本

立証趣旨 被告は、H断層系（H-1～H-9断層）の活動性について、少なくとも後期更新世以降における活動はないことを確認することを以下のとおり証し、もって、H断層系は、地震を起こしたり、地震の際に付随して動いたりする断層ではないことを明らかにする。

- 被告は、本件原子力発電所敷地内外に分布するH断層系の活動性に関し、分布形状、断層形態・性状からの検討及び上載地層法による検討を行い、少なくとも後期更新世以降における活動はないことを確認し、H断層系が、地震を起こしたり、地震の際に付随して動いたりする断層ではないと評価しているところ、更に平成25年7月から平成26年5月にかけて同発電所敷地内外の地質調査を実施し、地質に関するデータ拡充を行ったこと（準備書面（17）1頁2～10行目）

- ・ 被告は、上記地質調査の結果、これまでに確認していたH断層系（H-1～H-5断層）と敷地北側の「T11露頭」との間に推定していた地層のずれ（断層）の分布及び性状が非常によく類似していることを確認しており、新たに確認したものを含め、同発電所敷地の海側から敷地の北にかけて、相良層中に海岸線とほぼ平行に比較的連続して分布する9本の断層が認められることを確認していること（被告は、これら9本の断層について、海側から順にH-1～H-9断層と呼び、総称してH断層系と呼称することとした。このうち、H-9断層は、従来T11断層と呼称していた断層である。）（準備書面（17）1頁17行目～2頁6行目）
- ・ 被告は、H断層系（H-1～H-9断層）の分布形状、断層形態・性状について、ほぼ同じ傾斜で平行して等間隔に分布すること、断層面近傍では、砂岩や凝灰岩に膨張及び明瞭な引きずりが認められ、角礫状の破碎部は認められないこと、及び断層面近傍の化石に破碎等は認められないことを確認し、これらの点から、H断層系は、相良層が堆積して間もないまだ固結していない時期に形成されたものであり、相良層が固結してからは活動していないことを確認していること（準備書面（17）2頁13行目～3頁24行目）
- ・ 被告は、「T11露頭」において、H-9断層の上部を覆う約10万年前以降に堆積した地層がH-9断層により変位・変形を受けていないことをこれまで確認していたところ、更に「T11露頭」の西側においてトレンチ調査を実施し、その実施場所である「トレンチ1」において、約12ないし13万年前以降に堆積した古谷泥層に相当する地層がH-9断層により変位・変形を受けていないことを確認していること（準備書面（17）4頁2行目～6頁9行目）

以上

